

令和7年3月18日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様
指定障害児入所施設 管理者 様

板橋区福祉部障がい政策課

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出について

平素より、板橋区の障がい児（者）福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

板橋区における標記の計画書提出につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 概要

令和7年度（令和7年4月から令和8年3月サービス提供分）において、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合は、計画書の提出が必要となります。

なお、令和6年度以前に計画書を提出されている事業者につきましても、令和7年4月以降に加算を算定しようとする場合には、改めて計画書の提出が必要です。

2 提出期限

令和7年4月15日（火）17時必着

※上記期限は、福祉・介護職員等処遇改善加算を令和7年4月又は5月から算定開始する場合の計画書の提出期限です。

令和7年6月以降で算定開始する場合には、算定月の前月15日（休業日の場合は前日）が提出期限となります。

3 提出書類

- ・別添の計画書様式のエクセルファイルを使用して提出してください。
- ・計画書の作成にあたっては、計画書様式内の「基本情報入力シート」にある「入力及び提出の流れ」に沿って行ってください。
- ・計画書様式内の「参考」シートに加算の各要件の記載がありますので、必ずご確認ください。
- ・計画書様式にある「補助金」については、板橋区では実施しておりません。実施する都道府県あて提出していただくものになりますので、別途、（東京都の場合）東京都障害者サービス情報等でご確認ください。

※後日、区ホームページでも計画書様式を掲載いたしますが、下記の厚生労働省のホームページ掲載の様式と同一となりますので、あわせてご参考ください。

(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/minaoshi/index_00007.html

4 提出方法・提出先

下記①～③のいずれかの方法で期限までにご提出ください。

① 郵送

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区 福祉部 障がい政策課 認定給付・指導係 宛

② メール

宛先：f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp

件名：「令和7年度処遇改善加算の計画書の提出について」

③ 窓口

板橋区役所本庁舎南館3階24番窓口へご提出ください。

5 留意事項 ※必ずお読みください。

- ① 計画書を作成した担当者の氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス）を必ず記載してください。（不備や確認事項等がある際には、書類作成担当者様宛にご連絡させていただきます。）
- ② 例年、誤って東京都に計画書を提出されるケースがありますが、誤って提出された計画書につきましては、東京都から板橋区あてに転送されることはありません。
このため、期限内に東京都に提出した場合でも、板橋区への提出とはみなしませんので、今一度提出先が板橋区となっていることをご確認ください。
- ③ また、同じ法人で、複数の障害サービスや事業所を運営している場合には、それぞれの所管の担当部署に提出する必要があります。提出先をよくご確認いただきますようお願いいたします。
- ④ 計画書とあわせて個人情報を含む書類の提出を行う場合は、事故防止のため、郵送または窓口での提出をお願いします。
- ⑤ 計画書様式の Excel データは編集しないでください。（Excel の各シートの削除、引用式の削除等）

(計画書提出・お問い合わせ先)

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 担当：板橋区 福祉部 障がい政策課 認定給付・指導係 TEL：03-3579-2392 Mail： f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp
--